資料１　第２次北斗市総合計画（案）に関する諮問・答申

北企画第１２８号
平成２８年１０月３１日

北斗市総合計画策定審議会
会長　田　畑　定　男　様

北斗市長　高　谷　寿　峰

第２次北斗市総合計画（案）について（諮問）

北斗市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 189 号）第１条の規定に基づき、「第２次北斗市総合計画（案）」の策定について、諮問いたします。

（総務部企画課）

平成２９年８月２２日

北斗市長　高　谷　寿　峰　様

北斗市総合計画策定審議会
会　長　　田　畑　定　男

第２次北斗市総合計画（案）について（答申）

平成２８年１０月３１日付け北企画１２８号で諮問のありました「第２次北斗市総合計画（案）」について、別添のとおり策定しましたので、ここに答申いたします。

資料２　北斗市総合計画基本構想の議決書

議案第５号

北斗市総合計画基本構想について

地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第１号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２９年　９月　５日　提出

北斗市長　高　谷　寿　峰

平成２９年１２月　５日　原案可決

北斗市議会議長　池　田　達　雄

資料３　総合計画基本構想審査特別委員会審査報告書

総合計画基本構想審査特別委員会審査報告書

総合計画基本構想審査特別委員会に付託された下記事件の審査結果を次のとおり、報告する。

平成２９年１２月　５日

北斗市総合計画基本構想審査特別委員会
委員長　寺　澤　十　郎

北斗市議会議長　池　田　達　雄　様

記

１　事　件　名
平成２９年第３回北斗市議会定例会
議案第５号－北斗市総合計画基本構想について

２　審査の経過
(1)　９月１９日(火)第１回特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員長に

寺澤十郎、副委員長に白戸昭司を選任したのち、審査日程を決めた。

(2)　１０月３０日(月)第２回特別委員会を開催し、副市長、教育長、担当部課長の出席を求め、提案理由の説明を受けたのち、審査の順序を決めた。その後、策定経過の説明を受け、総論及び基本構想の質疑を行った。

(3)　１０月３１日(火)第３回特別委員会を開催し、副市長、教育長、担当部課長の出席を求め、前回に引き続き基本構想の質疑を行った。

(4)　１１月１日(水)第４回特別委員会を開催し、副市長、教育長、担当部課長の出席を求め、前回に引き続き基本構想の質疑を行ったのち、討論はなく、採決を行った。

３　審査の結果

(1)　質疑等の内容

省　略

(2)　結　　果

全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。

総合計画基本構想審査特別委員会委員名簿

委員長	寺澤十郎
副委員長	白戸昭司
委員	秋田厚也
	工藤秀子
	小泉征男
	坂見英幸
	白石勝士
	高田　茂
	玉森大樹
	栃木正治
	中井光幸
	仲村千鶴子
	新関一夫
	野呂義夫
	花巻　徹
	藤田啓実
	前田　治
	三浦利明
	水上　務
	山本正宏
	渡野辺秀雄

資料４　策定経過

平成２８年

１０月３１日　第１回北斗市総合計画策定審議会
・正副会長決定、諮問、部会設置

１２月　２日～
１２月１６日　アンケート調査の実施
①市民アンケート
・１８歳以上の市民の中から４，０００名を無作為に抽出し、郵送による配布と回収
・２，２９０名から回収、回収率５７．２５％
②中学生アンケート
・全中学生を対象に各学校に取りまとめを依頼
・１，３４４名から回収

12月26日　第１回北斗市総合計画策定委員会
・総論（骨子）、基本構想（骨子）

平成２９年

１月２０日　第２回北斗市総合計画策定委員会
・総論（骨子）、基本構想（骨子）

１月２７日　第２回北斗市総合計画策定審議会
・総論（骨子）、基本構想（骨子）審議

４月１１日　第３回北斗市総合計画策定委員会
・基本目標、基本計画の体系、将来像（シンボルテーマ）、人口推計

４月１９日　第４回北斗市総合計画策定委員会（まちづくり部会所管）
・基本計画の構成と施策

第５回北斗市総合計画策定委員会（ひとづくり部会所管）
・基本計画の構成と施策

４月２０日　第６回北斗市総合計画策定委員会（しごとづくり部会所管）
・基本計画の構成と施策

４月２８日　第７回北斗市総合計画策定委員会
・将来像（シンボルテーマ）、基本計画の構成と施策、人口推計

５月１５日　第１回北斗市総合計画策定審議会しごとづくり部会
・将来像（シンボルテーマ）、基本計画（素案）審議

５月１６日　第１回北斗市総合計画策定審議会ひとづくり部会
・将来像（シンボルテーマ）、基本計画（素案）審議

５月１７日	第１回北斗市総合計画策定審議会まちづくり部会 ・将来像（シンボルテーマ）、基本計画（素案）審議
５月２６日～ ６月２６日	パブリックコメントの実施 ・２件提出 将来像（シンボルテーマ）の募集 ・２５件応募
５月３０日	第２回北斗市総合計画策定審議会ひとづくり部会 ・基本計画（素案）審議 第２回北斗市総合計画策定審議会しごとづくり部会 ・基本計画（素案）審議
５月３１日	第２回北斗市総合計画策定審議会まちづくり部会 ・基本計画（素案）審議
６月２０日	第１回北斗市総合計画策定審議会総合部会 ・基本計画（素案）、基本構想（素案）、総論（素案）の審議
６月２７日	第８回北斗市総合計画策定委員会 ・将来像（シンボルテーマ）、パブリックコメント
７月　４日	第３回北斗市総合計画策定審議会 ・基本計画（素案）、基本構想（素案）、総論（素案）の決定
８月２２日	第２次北斗市総合計画（案）答申
９月　５日	平成２９年第３回定例会 ・「議案第５号　北斗市総合計画基本構想について」提案 ・総合計画基本構想審査特別委員会設置
９月１９日	第１回総合計画基本構想審査特別委員会 ・正副委員長の互選 ・審査日程の決定
１０月３０日	第２回総合計画基本構想審査特別委員会 ・質疑
１０月３１日	第３回総合計画基本構想審査特別委員会 ・質疑
１１月　１日	第４回総合計画基本構想審査特別委員会 ・質疑
１２月　５日	平成２９年　第４回定例会 ・「議案第５号　北斗市総合計画基本構想について」の審議結果について委員長から議長へ報告 ・「議案第５号　北斗市総合計画基本構想について」議決

資料５　北斗市総合計画策定審議会条例

平成 18 年５月 19 日
条例第 189 号

（設置）
第１条　市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、北斗市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員 50 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
⑴ 公共的団体の代表者
⑵ 学識経験を有する者
（会長及び副会長）
第３条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（任期）
第４条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。
（会議）
第５条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
（部会）
第６条　審議会には、必要に応じて部会を設けることができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 21 年３月 23 日条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料６　北斗市総合計画策定審議会の部会設置について

（平成２８年１０月３１日決定）

１　部会の設置及び所掌事務

審議会に下表に掲げる部会を置く。

部会名称	掌握事項
総合部会	計画の基本方向、重点テーマの検討など 計画全般に関する事項
まちづくり部会	防災、消防、救急体制、交通安全、 生活道路、住宅環境、環境衛生など
ひとづくり部会	子育て、福祉、保健、医療、健康づくり、 教育、男女共同参画、青少年育成、生涯学習、文化・芸術、スポーツ振興など
しごとづくり部会	農林水産業、商工、観光、雇用、企業誘致など

２　部会の構成

各部会の構成及び正副部会長の選出等については下表のとおりとする。

	総合部会	まちづくり部会 ひとづくり部会 しごとづくり部会
構成委員	審議会の会長、副会長及びまちづくり部会、ひとづくり部会、しごとづくり部会の正副部会長で構成する。	審議会で協議して決定する。
正副部会長の選出方法と役割	・構成員の互選により選出する。 ・会議は部会長が招集し、議長となる。	・構成員の互選により選出する。 ・会議は部会長が招集し、議長となる。

資料７　北斗市総合計画策定審議会委員名簿

委員氏名	所属機関・団体名	所属部会	任期
宮　崎　髙　志	北斗市商工会	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
佐々木　博　史	一般社団法人北斗市観光協会	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
田　島　義　史	北斗市建設協会	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
春　山　豊　満	新函館農業協同組合	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
田　島　義　勝	はこだて広域森林組合	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.4.20
中　川　平八郎	はこだて広域森林組合	しごとづくり	H29.4.21 ～ H29.8.22
濱　谷　重　美	上磯郡漁業協同組合	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
冨　樫　富　市	北斗消防団	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
向中野　貴　夫	上磯地区テクノ・農工・近隣会	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.6.7
澤　田　　龍	上磯地区テクノ・農工・近隣会	しごとづくり	H29.6.8 ～ H29.8.22
松　田　貴　裕	清水川農工団地親睦会	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
伏　見　　勉	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会	ひとづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
田　畑　定　男	北斗市町会連合会	まちづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
菊　池　憲　三	北斗市老人クラブ連合会	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
清　藤　　勲	北斗市身体障害者福祉協会	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
長　谷　百合子	北斗市母子保健推進員会	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
渋　谷　好　孝	北斗市医療関係者（北斗医会）	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
久　我　親　雅	太平洋セメント株式会社上磯工場	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.1.16
羽　生　　優	太平洋セメント株式会社上磯工場	まちづくり	H29.1.17 ～ H29.8.22
三　上　裕　子	北斗市校長会	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.4.25
髙　橋　　徹	北斗市校長会	ひとづくり	H29.4.26 ～ H29.8.22
柳　谷　　睦	北斗市ＰＴＡ連合会	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.5.28
八木橋　和　枝	北斗市ＰＴＡ連合会	ひとづくり	H29.5.29 ～ H29.8.22
岡　田　勝　利	北斗市体育協会	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
齊　藤　ひろ子	北斗市文化団体協議会	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
小　泉　志津子	北斗市男女共同参画プラン推進協議会	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
安　井　重　哉	公立大学法人公立はこだて未来大学	しごとづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
菊　池　幸　恵	独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校	まちづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
根　本　直　樹	国立大学法人北海道教育大学函館校	ひとづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
山　下　勇　吉	一般公募	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
新　出　孝　男	一般公募	まちづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
大　山　正　志	一般公募	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
菅　原　　聡	一般公募	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
若　栗　昭　逸	一般公募	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
吉　田　照　蔵	一般公募	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
柳　本　邦　彦	一般公募	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
髙　森　琢　磨	一般公募	ひとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
木　村　圭　介	一般公募	しごとづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22
日　笠　朝　子	一般公募	まちづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
岩　井　勇　雄	一般公募	しごとづくり	H28.10.31 ～ H29.8.22
伊　藤　　輝	一般公募	ひとづくり、総合	H28.10.31 ～ H29.8.22

正副会長・正副部会長

【審議会】

会長	田　畑　定　男	（任期：H28.10.31～H29.8.22）
副会長	伏　見　　勉	（任期：H28.10.31～H29.8.22）

【総合部会】

部会長	田　畑　定　男	（任期：H29.6.20～H29.8.22）
副部会長	伏　見　　勉	（任期：H29.6.20～H29.8.22）

【まちづくり部会】

部会長	菊　池　幸　恵	（任期：H29.5.17～H29.8.22）
副部会長	新　出　孝　男	（任期：H29.5.17～H29.8.22）

【ひとづくり部会】

部会長	根　本　直　樹	（任期：H29.5.16～H29.8.22）
副部会長	伊　藤　　輝	（任期：H29.5.16～H29.8.22）

【しごとづくり部会】

部会長	安　井　重　哉	（任期：H29.5.15～H29.8.22）
副部会長	木　村　圭　介	（任期：H29.5.15～H29.8.22）

資料８　北斗市総合計画策定事務要綱

平成２８年１０月２７日決定
平成２９年４月１日一部改正

（設置）
第１条　北斗市総合計画（以下「計画」という。）の策定事務を円滑に推進するため、庁内に北斗市総　合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
２　策定委員会は、北斗市まちづくり計画を基本に市民の意向を踏まえ、計画策定の基本方針を決定するとともに、主として根幹的な事項や各部門間の調整を必要とする事項等を検討協議し、北斗市総合計画策定審議会に諮問する庁内素案を樹立する機能を担うものとする。
（組織）
第２条　策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
３　委員は、総務部長、市民部長、民生部長、経済部長、建設部長、総合分庁舎長、教育次長、総務部企画課長、総務部企画課地方創生担当課長及び総務部財政課長をもって充てる。
４　策定委員会を補完するものとして専門部員を置き、別表に掲げる課長等をもって充てる。
（会議）
第３条　策定委員会は、委員長が招集する。必要に応じて専門部員の出席を求める。
（事務局）
第４条　計画策定の総括的事務を処理するため、北斗市総合計画策定事務局を総務部企画課に置き、事務局長は総務部企画課地方創生担当課長をもって充てる。
（委任）
第５条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。
附則
この要綱は、平成２８年１０月２７日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表

総務部出納室長、総務部総務課長、総務部税務課長、総務部収納課長、市民部市民課長、市民部環境課長、民生部社会福祉課長、民生部子ども・子育て支援課長、民生部保健福祉課長、民生部国保医療課長、経済部農林課長、経済部水産商工労働課長、経済部水産商工労働課水産担当課長、経済部観光課長、建設部土木課長、建設部都市住宅課長、建設部上下水道課長、市民窓口課長、七重浜支所長、茂辺地支所長、学校教育課長、社会教育課長、学校給食共同調理所長、議会事務局長、農業委員会事務局長、北斗消防署長